

■ 令和4年度税制改正に関する説明会 Q&A

カテゴリー	NO	質問内容	回答
対象者の変更について	1	対象者の明確化の理由はなんですか。	対象者の明確化により、対象者の判定をしやすくするとともに、待ち行列の解消や更なる消費機会の拡大の実現を目的としています。
免税購入対象者（日本国籍）の証明書類について	2	在留証明と戸籍の附票の写しは、原本の提示が必要ですか。	原本の提示が必要です。
	3	在留証明・戸籍の附票の写しを購入記録情報にて送信する方法について教えてください。	購入記録情報の備考欄に以下のとおり設定します。 ① 在留証明の場合 確認事項（在、在外公館の名称、発給年月日、本籍（地番まで）、発給番号） ② 戸籍の附票の写しの場合 確認事項（附、作成年月日、本籍（地番まで）） ※在留証明又は戸籍の附票の写しの情報を購入記録情報に設定しない場合は、その写しを紙保存する必要があります。この場合は、購入記録情報の備考欄に「確認事項（紙保存適用）」と設定して下さい。
	4	在留証明・戸籍の附票の写しのコピーの保存期間について教えてください。	在留証明又は戸籍の附票の写しの情報を購入記録情報に設定する場合は、在留証明又は戸籍の附票の写しを保存する必要はありません。（その購入記録情報を7年間保存する必要があります。） 在留証明又は戸籍の附票の写しの情報を購入記録情報に設定しない場合は、その写しを7年間紙保存する必要があります。
	5	日本人が、在留証明、戸籍の附票の写しを持っていないとき、代替する証明書類はありますか。	日本人（日本国籍を有する者）については、在留証明又は戸籍の附票の写しにより免税販売手続を行うこととなりますので、他の書類により代替できません。
	6	免税購入対象者が、「免税販売手続」以外の目的で取得した在留証明を持参した場合、免税販売は可能ですか。	在留証明による免税販売を行う場合は、本籍地の地番や住所（又は居所）を定めた年月日の記載がある在留証明が必要となります。在留証明に本籍地の地番や住所（又は居所）を定めた年月日の記載がない場合は、免税販売できません
	7	日本人の免税購入対象者の要件について、在留証明または戸籍の附票の写しにおける確認に加えて、帰国してから6ヶ月未満という要件はありますか。	本邦帰国後6ヶ月未満の確認が取れた方が免税購入対象者となります。
	Visit Japan Web サービスについて	8	Visit Japan Web サービスにて免税用二次元コードを表示できる対象者は誰ですか。
9		Visit Japan Web サービスを利用して免税販売をする際は、旅券の確認は必要ですか。	旅券の確認は必要ありません。 Visit Japan Webサービスで表示される免税用二次元コードを免税店で読み込むことにより、旅券等の情報の提供を受けることが可能です。なお、本人確認は二次元コードとともに表示される顔写真等により行います。
10		購入者への必要事項の説明（免税購入した物品が、お土産品等として国外に持ち帰る目的で購入されるものである旨等）について、Visit Japan Web サービスを利用して免税購入した者に対して説明しなければいけない事項はありますか。	Visit Japan Web サービスを利用した免税販売手続においても、旅券等の提示による免税販売手続と同様に、購入者に必要事項を説明する必要があります。
11		Visit Japan Web サービスの免税用二次元コードに含まれる情報は何ですか。	氏名・国籍・生年月日・旅券等種類・旅券番号・在留資格・上陸許可年月日・上陸許可期限等となります。
12		Visit Japan Web サービスで表示される二次元コードを読み取る端末が無い場合、従来のとおり旅券等の確認により免税販売を行うことはできますか。	令和5年4月1日以降も、従来のとおり旅券等の確認により、免税販売手続が可能です。
その他		13	今回の消費税免税制度改正について、観光庁の連絡先を教えてください。